

岩手県流域下水道設備点検整備業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続要領運用指針

この指針は、岩手県流域下水道設備点検整備業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続要領（以下「要領」という。）による公募手続の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

1 岩手県流域下水道設備点検整備業務委託応募者審査委員会の設置（要領第7関係）

要領第7第1項に規定する委員会は、建設関連業務委託の地方競争入札審議会に準じて設置するものとする。

なお、指名競争入札に移行する場合は、当該委員会を当該入札に係る指名競争入札審議会として取扱うものとする。

附 則（令和3年12月28日）

この指針は、令和3年12月28日から施行する。

この指針は、令和8年10月23日から施行する。